

新 監 第 1 1 2 号
令和 7 年 3 月 2 1 日

新見市長 石 田 實 様

新見市監査委員 新 持 正
新見市監査委員 西 村 誠

令和 6 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項及び新見市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 1 9 条第 1 項の規定により報告書を提出する。

令和6年度

定期監査結果報告書

令和7年3月

新見市監査委員

目 次

	ページ
1 基準に準拠している旨	1
2 監査の種類	1
3 監査の変更点及び主な実施内容	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の対象	2
6 実地監査の実施日及び実施場所	3
7 監査の結果	4
(1) 監査の意見	4
(2) 留意すべき共通事項	4
① 収入事務	4
② 支出事務	4
③ 契約事務	5
④ 時間外勤務	5
⑤ 庶務関係・その他	5
(3) 部署別事項	6
総務部	
秘書広報課	7
総合政策課	7
行政改革推進課	7
契約検査課	7
市民センター	8
福祉部（健康支援担当部長所属）	
福祉課	8
高齢者支援課	8
和みの郷かなや	8
健康医療課	8
湯川診療所	9
子育て支援課	9
こども給食センター・保育所・認定こども園	9
支局	
哲多支局	10
哲西支局	10
哲西生涯学習センター	10
教育委員会教育部	10
小学校・中学校	10・11
ふれあいセンター	11

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の変更点及び主な実施内容

後期定期監査（本庁及び消防本部）については、これまで全部署を対象に、膨大な関係資料の監査を限られた時間の中で実施していたところであるが、今年度から、年度ごとに2～3部局（約10部署）に絞り、1部署あたりの監査を充実することとした。

なお、前期定期監査（出先機関）においては、従前のおり実地監査を3年ごとに実施している。

主な実施内容は以下のとおりである。

（1）実地監査（3頁「6 実地監査の実施日及び実施場所」のとおり）

令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理、並びに施設の管理運営について、提出された監査資料及び監査書類を対面方式（ヒアリング）により監査を行った。

（2）書類監査（上記以外の部署）

（1）と同様の内容で、提出された監査資料により書類監査を行った。

その結果、改善又は検討すべき事項が認められる場合は、所属長及び担当者立ち会いのもと、指摘又は指導を行うこととした。

4 監査の着眼点

次に掲げる事務の執行が、関係法令、条例及び規則等に基づいているか、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえているか、以前の指摘事項が改善されているか等に着目して実施した。

（1）収入・支出、契約に係る事務

（2）補助金等及び業務委託の交付事務

（3）文書管理事務

（4）公金等の取扱事務（現金・郵券保管状況及び窓口現金管理）

（5）市民の福祉増進及び市民サービスの向上につながる事務事業の執行となっているか

（6）社会情勢や行政需要の変化への対応

5 監査の対象

全所属において、令和5年度及び令和6年度「財務に関する事務」及び「経営に係る事業の管理」について、監査資料の提出を求めた。

総務部	総務課（市民センター、連絡所） 秘書広報課 財政課 税務課 総合政策課 移住・定住推進課 情報政策課 行政改革推進課 契約検査課
福祉部 健康支援担当部長	市民課 環境課（廃棄物処理センター、処理センター） 交通対策課 福祉課 高齢者支援課（和みの郷かなや） 健康医療課（湯川診療所） 子育て支援課（保育所、認定こども園、こども給食センター）
産業部	農業畜産振興課 林業振興課 商工観光課
建設部	建設課 都市整備課 上水道課 下水道課
支局	大佐支局（総合センター） 神郷支局（市民センター、生涯学習センター、公民館、診療所） 哲多支局（市民センター、総合センター） 哲西支局（生涯学習センター）
消防本部	総務課 予防課 警防課 消防署
教育委員会教育部	教育総務課（新見市学校給食センター） 学校教育課 生涯学習課（公民館、ふれあいセンター、中央図書館） 小学校、中学校
会計管理者	出納室
議会	事務局
選挙管理委員会	事務局
農業委員会	事務局

6 実地監査の実施日及び実施場所

次表に掲げる日程において、実地監査対象部署の監査を実施した。

実施日	対象部署	実施場所
令和6年		
9月30日(月)	熊谷市民センター※	同 左
	菅生市民センター※	
	唐松市民センター※	
	熊谷認定こども園	
	塩城小学校	
10月1日(火)	上市市民センター※	
	上市認定こども園	
	上市小学校	
	高尾小学校	
	神代小学校	
	高尾ふれあいセンター※	
10月2日(水)	和みの郷かなや	
	新見保育所	
	神代認定こども園	
	西方小学校	
	新見第一中学校	
	新見ふれあいセンター※	
10月9日(水)	千屋市民センター※	
	新郷市民センター※	
	千屋小学校	
	神郷北小学校	
11月20日(水)	哲西支局※	
	哲多支局	
令和7年		
1月7日(火)	秘書広報課	監査委員事務局
	行政改革推進課	
1月9日(木)	福祉課	
	高齢者支援課	
1月14日(火)	子育て支援課	
1月16日(木)	健康医療課	南庁舎会議室
	契約検査課	
1月20日(月)	総合政策課	監査委員事務局

※公民館（生涯学習課所管）を含む

7 監査の結果

(1) 監査の意見

総括的には、関係法令・条例・規則等に従い事務がされており、予算の執行にあたっては、目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部においては改善や検討を要するものが見受けられたため、その都度是正・改善するよう求めた。

補助金等交付金や委託料の支出については、毎年同額の予算執行を繰り返すことなく、年度ごとに事業の内容を精査して予算措置をし、その結果、実績に基づき精算するなどの処理をされたい。

今後とも物価高騰、給与改定における人件費の増加などが予想される。

財源は市民の貴重な税金等で賄われていることを認識され、適正な運用に努められたい。

(2) 留意すべき共通事項

次の事項については、事務の執行において基本的な事項なので、ここにまとめて記述する。軽易な事項については、所属長等から説明や意見を聴取し、検討や改善を指摘したので記述を省略する。

① 収入事務

収入事務については、概ね適正に管理されていた。

市税及び保険料などの不納欠損処理については、負担の公平性を欠くことのないよう、関係法令に基づき、真にやむを得ないものに限定されるべきである。

税や保険料などにおいて、収入未済となっている原因をよく調査し、時効の更新に対して適切な措置を計画的に行うとともに、市民の納税意識を阻害することのないよう、慎重かつ厳正な対応を継続されたい。

また、各税金や使用料等の納付などには引き続きキャッシュレス決済を推奨するなど、窓口及び現金管理業務の事務の簡素化に取り組みされたい。

② 支出事務

支出事務については概ね適正に処理されていた。

かねてから補助金等の交付については、交付先の会計に繰越金が多い場合、交付額を見直すなどの措置を行っていただくよう指摘をしているところである。

長年にわたり、補助金等を交付している団体においては、繰越金が当年度の交付金額に比べて多大になっている団体もある。

実態に応じて、補助額の調整を行うことや、適切な事務処理の指導を行うほか、対象となる事業の効果を検証し、交付決定されるよう留意されたい。

[参考] 「補助金等の見直しに係る指針（令和2年10月）」財政課

③ 契約事務

地方公共団体の契約方法は、競争入札が原則である。

随意契約は、例外規定に基づくものであることを再認識し、個々の契約ごとに、技術の特殊性・経済的合理性・緊急性等について、公平性・透明性・経済性等が客観的に担保されなければならない。

随意契約とする場合でも、可能な場合には、複数の者から見積書を徴するなど、経済的合理性に留意していただきたい。

また、委託契約などで、設計金額に対する実績の確認が不明瞭なものが見受けられる。

予算額ありきの事業となっていないか、その都度、業務の実態を把握して内容を精査し、安易な同一内容での契約の繰返しは見直すよう努められたい。

[参考] 「随意契約ガイドライン（令和3年3月）」総務課（現 契約検査課）

④ 時間外勤務

前回の定期監査で指摘を受けた部署においては、所属職員の再配置や事務分担の見直しを実施し、時間外勤務は概ね縮減されたことが報告されている。しかしながら、依然として、月45時間を超える時間外勤務の常態化した職員が一部の部署に見受けられる。書類上では見えないが、一般職だけでなく、管理職における平日の時間外勤務等も常態化しているところもある。

特に教育委員会においては、一般事務職員（市職員）の割合に配慮するなど、必要な措置を検討されたい。

また、支局においては、イベントが続く時期などは、職員の負担が大きいと思われる。

イベントにともなう職員の負担等を考慮し、一部の職員に業務が偏らないよう協力し合う体制を整え、職員の健康管理には十分配慮されたい。

⑤ 庶務関係・その他

○切手等受払簿について

切手等は換金できるものであるという認識を持ち、現金と同様に厳重に管理されるべきである。

切手等の在庫があるにもかかわらず定期的に購入をし、在庫数が増えている部署が見られた。郵便料金の改定によるものもあるが、今まで使用していた切手と組み合わせるなど不要な在庫を増やさないう、出納員が責任を持って定期的に確認し、適正な管理をされたい。

○文書管理について

新見市文書管理規程に基づく文書保存年限の経過した文書が、廃棄されないまま1冊に編綴されているものが見受けられた。

保存年限を超えたものは廃棄処分を行われたい。

○備品等及び消耗品等物品の購入について

備品の管理については、概ね適正に管理されている。今後も廃棄や所管替えの有無を随時確認し、管理には万全を期されたい。

また、物品のうち消耗品の購入は、全庁的に購入先が極端に一業者に偏っている。公平性を考慮し、偏ることのないよう心掛けられたい。

(3) 部署別事項

対象部署に対する指導及び指摘事項については次頁以降に記載する。

なお、指摘事項を次の区分とする。

「改善」（改善すべき事項）

- ・法令等に違反していると認められるもの
- ・適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

「注意」（注意すべき事項）

- ・法令等に違反していないが事務処理にあたり留意すべきと認められるもの

「検討」（検討すべき事項）

- ・経済性・効率性・有効性の観点から事務処理を検討する必要があると認められるもの

総務部

部署名	指導・指摘事項	
	区分	内容
秘書広報課	①検討	①委託契約（行政放送番組制作委託業務、ホームページ保守委託業務、市制施行20周年記念動画制作委託業務）はすべて予定価格と参考見積書の金額が同額であった。 設計金額を精査し、適切な執行をされたい。
	②検討	②シルバー人材センターへの広報誌の配送業務費用について、 A. 広報誌及びその他文書配送業務の委託料 B. 全戸配布物の配送料 の2種類がある。 Bの費用については配送業務の委託料に含まれるべきであり、応分の費用負担を検討されたい。
総合政策課	①注意	①旧田治部小学校用地に係る土地賃貸借契約について、賃貸人である共有者のうち1人が死亡している。民法上は賃貸人が死亡しても契約は無効でないが、当該契約書に記載のある氏名が現に存する賃貸人の氏名と相違していることは、時の経過とともに当事者間の関係性を曖昧にさせるものであり、債権者の所在を明確にしておく必要があると思料されるため、特段の事情がない限り、改めて相続人との契約を締結し契約書を作成するか、若しくは相続人が明らかになる書類を添付するよう努められたい。
	②注意	②令和5年度唐松地域づくりセンター新築工事管理業務の委託契約について、当該契約書に収入印紙の貼付が見受けられなかった。業務委託内容が印紙税法に基づく非課税文書又は不課税文書に該当するものかを確認の上、適正な事務処理をなされたい。
行政改革推進課	①検討	①休廃止された既存の市有施設については、新見市公共施設等総合管理計画等に基づき、売却、譲渡、貸付、除去等による処分を進める方針とされているが、施設老朽化に起因するあらゆるリスクは今後も増大の一途を辿るものと懸念される。 限られた予算の範囲内で効果的かつ効率的に施設管理を運営するためには、所期の目標が達成されているかを測る判断指標又は具体的な数値を設定し、組織的に実効性のある計画を策定されることを期待する。
契約検査課	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

唐 松 市民センター	①注意	①外部団体に属する現金等の出納業務を取り扱う場合において、出納簿等の記帳による管理を徹底し、公金との区別に努められたい。
熊 谷 市民センター	①注意	①公民館主催事業の会計事務について、領収書の明細金額に一部記載の不明箇所が見受けられた。適正な予算の執行によるものか確認できなかったため、支払証憑の記載項目を十分に確認されたい。
菅 生 市民センター	①注意	①公民館主催事業の会計処理について、所管課から予算の配当が未執行のため立替払を要した場合、当該支出命令書には立替払いした職員が同額を受領した内容（受領者・受領日）を補記されたい。
上 市 市民センター	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
千 屋 市民センター	①注意 ②注意	①公民館主催事業のガソリン代について、受領者は次長ではなく、実際に業務を行った人である。 また、講師への旅費の支払いについて、特に市外の人においては、旅費明細を記録しておくこと。 ②ふれあいサロンで戻入調書とするのではなく、マイナスの支出調書で作成すべきである。
新 郷 市民センター	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

福祉部（健康支援担当部長所属）

部署名	指導・指摘事項	
	区分	内容
福 祉 課	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
高齢者支援課	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
和みの郷かなや	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
健康医療課	①注意	①委託料等交付に係る各種事業実績報告の審査について、被交付団体から提出された収支決算書に支出科目の算出額、領収書の日付がないなどの不備な箇所が多数見受けられた。今後は、審査時に書類の内容を精査し、不備な点は修正を促す指導を行う等の適正な事務処理に努められたい。

	②注意	<p>②次の委託契約に係る収入印紙について、印紙税法に基づく非課税文書又は不課税文書につき当該契約書に貼付が不要な場合は、契約手続き上におけるリスクを回避するため、当該契約書の余白にその旨を表記されたい。</p> <p>表記例)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>委任契約</td></tr> <tr><td>につき</td></tr> <tr><td>不課税</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>〇〇〇法</td></tr> <tr><td>第〇条により</td></tr> <tr><td>非課税</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新見市休日診療事業委託契約書 ・ 予防接種業務委託契約変更契約書 	委任契約	につき	不課税	〇〇〇法	第〇条により	非課税
委任契約								
につき								
不課税								
〇〇〇法								
第〇条により								
非課税								
湯川診療所	①注意	①公用車運転日誌について、公用車1台に自動車検査証の写しが編綴されておらず、車検に係る有効期間満了日を視認できなかった。リスクを伴わない文書管理に徹底の上、公用車の管理体制に十分な留意をなされたい。						
子育て支援課	①注意	①歳入の調定について、毎月収納される保育料を年度末に一括して起票する事務処理がなされているが、新見市会計規則別表2（第33条関係）に準拠し、通知書（口座振替依頼書）を発する時期にするなど適宜に処理を行うよう見直されたい。						
こども給食センター	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。						
新見保育所	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。						
上市認定こども園	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。						
熊谷認定こども園	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。						
神代認定こども園	①注意	①自家用車公務使用登録申請書について、登録済みの車両に係る保険（対人賠償保険、対物賠償保険等）が更新されていたが、更新後の期限を記入されていない。更新手続きを行われた場合は、その都度当該申請書に追記されたい。						

支局

部署名	指導・指摘事項	
	区分	内容
哲多支局	①注意	①シルバー人材センターの草刈業務に係る契約書及び完了報告書について、当該センターの代表者名が相違している。代表者が変更された場合はそれを証する書面を添付し、事務処理上のリスク軽減に努められたい。
哲西支局	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
哲西生涯学習センター	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

教育委員会教育部

部署名	指導・指摘事項	
	区分	内容
高尾小学校	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
塩城小学校	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
上市小学校	①注意	①切手等受払簿の文書管理について、文書保存年限が経過した文書が編綴されていた。保存年限を超過した文書は廃棄処分をするなど、新見市文書管理規程に基づく適切な文書管理に努められたい。
西方小学校	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
千屋小学校	①注意 ②注意	①切手等受払簿について、切手の使用枚数に対する残数に誤算が見られた。訂正の上、適正な文書管理に努められたい。 ②物品の管理方法について、新見市会計規則第136条第1項に基づく備品がその品質又は用途により本体に登録管理物品ラベルを貼付できない場合、同規則第148条第1項の規定による管理用台帳を作成し、対象の写真を編綴することが望ましい。教育委員会と協議し、適切な運用方法を検討されたい。
神郷北小学校	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

神代小学校	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
新見第一中学校	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
新見ふれあいセンター	—	今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。
高尾ふれあいセンター	①注意	①公民館主催事業の会計処理について、所管課から予算の配当が未執行のため立替払いを要した場合、当該支出命令書には立替払いした職員が同額を受領した内容（受領者・受領日）を補記されたい。